

第一六一回

衆第一五号

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の十八第一項中「平成十六年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、税制上の優遇措置の期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平年度約四十八億円の見込みである。